

令和3年9月13日

保護者の皆様へ

鈴鹿市教育長 廣田 隆延
鈴鹿市子ども政策部長 伊藤 道彦
国府幼稚園園長 清水由紀子

臨時休業期間後（9月21日以降）の市立幼稚園運営について

平素から、本市の幼稚園教育行政に御協力賜り、お礼申し上げます。

さて、臨時休業期間の延長について御協力をお願いしている中、三重県における「緊急事態宣言」の期間が9月30日まで延長されたところですが、9月以降における県内や市内の新規感染者数が減少してきている状況にあります。

つきましては、市立幼稚園では、鈴鹿市教育委員会の小中学校の運営に併せ、段階的に平常保育へ移行するため、9月21日（火）からの登園については、下記のとおりとさせていただきますので、御協力をお願い申し上げます。

記

1 臨時休業期間の終了について

令和3年9月17日（金）

2 臨時休業期間終了後の保育について

（1）午前保育（午前中のみ、給食なし）

令和3年9月21日（火）、22日（水）、24日（金）

（2）平常保育（給食あり）

令和3年9月27日（月）から

※ 9月21日（火）以降で、家庭事情により登園を控える場合は、園（378-4523）まで御相談ください。

3 その他

臨時休業期間は終了しますが、引き続き、園児や同居の御家族が新型コロナウイルス感染症の検査を受けた場合は、必ず、園まで御連絡をお願いします。

また、園児や同居の御家族に発熱等の風邪症状がみられる場合は、無理をせず、医療機関を受診し、園児の登園を控えていただきますようお願いいたします。